

町内事業所等に就職する 新規学卒者の方を応援します！

祝金

20万円

新規学卒者
就職祝金

概要

町内の事業所等に就職した新規学卒者の方に20万円の祝金を支給します。

【対象となる新規学卒者】

以下のすべての要件を満たしている新規学卒者が対象となります。

- ① 雇用される年の3月に中学校、高校、専門学校、短期大学、大学、大学院等を卒業していること。
- ② 町内に本社、事業所等を有する個人または法人で、雇用保険法による適用事業を行う事業所に就職する者。
- ③ 雇用保険法に規定する被保険者で、かつ雇用期間の限定がなく事業主に正規雇用で雇われた従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者。
- ④ 7月1日までに雇用され、翌年の1月1日まで継続して勤務し、町内に住所を有している者。
(雇用基準日に町外に住所を有する者で、11月30日までに町内に転入する者を含む。)
- ⑤ 就労する企業に、事業主、取締役など経営を担う職務を務めている2親等以内の親族がいない者。
- ⑥ 町税の滞納がないこと。
- ⑦ 八千代町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

【祝金額】

交付の対象となる新規学卒者の方に20万円

【申請方法】

就職した年の11月30日まで（同日が閉庁日に当たる場合は、その後の最も近い開庁日）に、必要な書類をまちづくり推進課窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 結城郡八千代町菅谷1170番地 TEL. 0296-48-1111

八千代町新規学卒者就職祝金 交付手続の流れ

町内の事業所等に就職した新規学卒者の方に20万円の祝金を支給します。

※卒業した年の7月1日までに正規雇用となった方が対象となります。

卒業した年の7月1日までに町内事業所等に正規雇用で就職する。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

※就職した年の11月30日まで（同日が閉庁日に当たる場合は、その後の最も近い開庁日）に申請してください。

※雇用基準日（7月1日）に町外に住所を有する方は、転入後に申請してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町新規学卒者就職祝金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 雇用証明書（様式第2号）※事業主の押印必要
- ③ 雇用契約書（雇用契約の内容が確認できるもの）の写し
- ④ 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し 等

申請者が、翌年の1月1日まで町内に在住し、申請時の勤務先に継続して勤務。

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況、雇用状況等）をします。

（八千代町新規学卒者就職祝金交付要綱に基づく）

○ 申請者に、八千代町新規学卒者就職祝金交付決定通知を送付します。（1月以降）

○ 指定された口座に、祝金を振り込みます。